

産業廃棄物処理施設の維持管理情報等の公表

公表内容目次

1. 処分した産業廃棄物の月毎の種類及び数量
2. 燃焼ガス温度、集塵機流入燃焼ガス温度、排ガス中の一酸化炭素濃度
3. 冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんの除去を行った日
4. 排ガス中のダイオキシン濃度、ばい煙量、硫黄酸化物濃度、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物の測定事項
5. 産業廃棄物処理施設設置許可申請書及び維持管理技術上の基準

公表内容 1

処分した産業廃棄物の月毎の種類及び数量

焼却処理量

単位:t

2025年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
製紙粕	441.5	670.9											1,112.4
污泥粕	1,185.1	2,252.3											3,437.4
計	1,626.6	2,923.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4,549.8

単位:t

2024年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
製紙粕	553.8	689.0	849.8	800.8	706.1	909.6	1,000.1	895.3	484.8	519.2	471.9	558.7	8,439.1
污泥粕	1,245.3	1,739.5	2,593.8	2,003.3	1,401.3	1,344.9	1,851.7	1,629.0	1,929.4	1,607.3	2,321.2	1,626.1	21,292.8
計	1,799.1	2,428.5	3,443.6	2,804.1	2,107.4	2,254.5	2,851.8	2,524.3	2,414.2	2,126.5	2,793.1	2,184.8	29,731.9

2023年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
製紙粕	425.6	497.3	908.4	835.3	397.1	1,061.0	782.1	661.3	574.6	557.7	513.6	717.3	7,931.3
污泥粕	1,549.8	1,647.8	2,348.4	2,510.7	1,045.4	1,576.0	1,398.5	1,683.6	1,397.6	1,394.6	1,236.3	1,351.0	19,139.7
計	1,975.4	2,145.1	3,256.8	3,346.0	1,442.5	2,637.0	2,180.6	2,344.9	1,972.2	1,952.3	1,749.9	2,068.3	27,071.0

2022年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
製紙粕	407.3	614.1	562.0	491.7	636.7	681.0	451.7	632.5	432.8	451.4	403.5	481.9	6,246.6
污泥粕	1,738.2	1,810.1	2,474.6	3,040.8	2,530.2	2,684.0	2,004.2	2,342.9	1,920.7	1,895.9	2,476.4	2,855.1	27,773.1
計	2,145.5	2,424.2	3,036.6	3,532.5	3,166.9	3,365.0	2,455.9	2,975.4	2,353.5	2,347.3	2,879.9	3,337.0	34,019.7

2021年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
製紙粕	327.8	561.4	591.6	750.5	632.1	840.8	743.4	620.8	462.4	503.6	373.2	470.1	6,877.7
污泥粕	1,037.1	1,053.4	1,485.1	1,545.7	1,200.0	1,548.6	1,460.3	1,569.0	1,689.0	2,110.6	2,094.2	2,559.5	19,352.5
計	1,364.9	1,614.8	2,076.7	2,296.2	1,832.1	2,389.4	2,203.7	2,189.8	2,151.4	2,614.2	2,467.4	3,029.6	26,230.2

2020年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
製紙粕	496.7	803.1	1,124.9	793.4	545.1	684.4	692.1	669.4	359.8	517.5	408.3	551.8	7,646.5
污泥粕	1,168.9	1,275.1	1,211.3	1,393.9	921.3	1,470.6	1,245.7	1,442.7	1,016.9	1,096.7	1,317.5	1,982.8	15,543.4
計	1,665.6	2,078.2	2,336.2	2,187.3	1,466.4	2,155.0	1,937.8	2,112.1	1,376.7	1,614.2	1,725.8	2,534.6	23,189.9

2019年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
製紙粕	359.3	828.4	1,089.4	1,134.9	767.9	1,124.1	909.1	1,266.1	825.8	781.5	688.9	606.9	10,382.3
污泥粕	1,733.7	686.4	1,773.9	2,456.8	1,055.8	2,165.8	1,371.9	1,579.5	1,676.4	1,626.6	1,497.9	1,613.8	19,238.5
計	2,093.0	1,514.8	2,863.3	3,591.7	1,823.7	3,289.9	2,281.0	2,845.6	2,502.2	2,408.1	2,186.8	2,220.7	29,620.8

2018年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
製紙粕	618.2	690.0	746.8	788.4	146.6	288.0	277.4	101.8	120.4	409.2	585.9	980.2	5,753.0
污泥粕	1,855.3	1,412.8	921.1	2,209.6	1,519.5	2,092.3	2,643.0	1,972.1	1,601.2	1,558.9	1,631.5	1,879.6	21,296.9
計	2,473.5	2,102.8	1,667.9	2,998.0	1,666.1	2,380.3	2,920.4	2,073.9	1,721.6	1,968.1	2,217.4	2,859.8	27,049.9

公表内容 2

燃焼ガス温度、集塵機流入燃焼ガス温度、排ガス中の一酸化炭素濃度については、焼却炉運転日報に記載しております。

詳細情報が必要な場合は、日報をご覧になる事が可能です。

冷却設備（廃熱ボイラ・空気予熱器）及び排ガス処理設備（バグフィルタ）に堆積したばいじんの除去は排出設備にて連続除去を行っています。

また、設備点検停止期間中に開放清掃を実施しています。

設備停止期間	設備停止内容	開放清掃実施箇所
2024.4/22～5/10	定期点検整備	全箇所
2023.4/24～5/12	定期点検整備	全箇所
2022.4/26～5/10	定期点検整備	全箇所
2021.4/23～5/10	定期点検整備	全箇所
2020.4/26～5/7	定期点検整備	全箇所
2019.4/24～5/9	定期点検整備	全箇所
2018.4/26～5/9	定期点検整備	全箇所

公表内容 4

排ガス中のダイオキシン濃度、ばい煙量、硫黄酸化物濃度、ばいじん、
塩化水素、窒素酸化物の測定事項

〒303-0041

常総市豊岡町甲60番地

高砂製紙株式会社 様

ご依頼の試料について計量した
結果を以下の通り証明いたします

ばい煙発生施設名称

産業廃棄物焼却施設

測定日時

2024年 12月 17日

10:36~14:48

計 量 証 明 書



受付番号 No. H2400529-001
受付年月日 2024年 12月 17日
報告年月日 2025年 01月 06日

計量証明事業(濃度)登録 茨城県第7号
計量証明事業(音圧レベル)登録 茨城県第4号
計量証明事業(振動加速度レベル)登録 茨城県第8号

一般社団法人 茨城県環境管理協会
〒310-0836 茨城県水戸市元吉田
TEL 029(248)7431
FAX 029(240)1270



環境計量士 倉持



計 量 項 目	計 量 結 果	単 位	計 量 方 法
ばいじん濃度	< 0.004	g/m ³	JIS Z 8808.9 及び 10
ばいじん濃度酸素12%補正值	< 0.011	g/m ³	
硫黄酸化物濃度	< 1	volppm	JIS K 0103
硫黄酸化物量	< 0.02	m ³ /h	
窒素酸化物濃度	54	volppm	JIS K 0104
窒素酸化物濃度酸素12%補正值	130	volppm	
塩化水素濃度	< 1	mg/m ³	JIS K 0107.7.1
塩化水素濃度酸素12%補正值	< 3	mg/m ³	
全水銀濃度	2.4	μg/m ³	H28環境省告示第94号
一酸化炭素濃度	<10	ppm	JIS K 0098
一酸化炭素濃度酸素12%補正值	<26	ppm	
			*** 以下余白 ***

摘 要

「計量結果の欄の<****表示は、その数値が定量下限値であり、計量結果が定量下限値未満であることを示す。」

特定濃度計量証明書

MAD-24070201 (1/2)
2024年 8月 1日

高砂製紙 株式会社

様



特定計量証明事業認定番号 MAD-0063-01
特定計量証明事業登録番号 第41044号
事業者名 株式会社 環境生物工学研究所
事業所名 株式会社 環境生物工学研究所
環境センター
栃木県那須郡那珂川町北岡2-1-2
電話番号 0287(92)5723
環境計量士(濃度関係) 登録第 786号
柳田 聖



試料名	排ガス	気温	-
採取日	2024年6月27日	水温	-
採取場所	高砂製紙 株式会社 産業廃棄物焼却炉	天候	-
採取者	一般社団法人 茨城県環境管理協会 様	採取時刻	11時31分～15時31分
特記事項	-	試料受付方法	持込

2024年7月2日 に受付をしました上記試料の濃度に係る計量結果を下記の通り証明します。

計量の対象	計量結果	単位	計量方法
ダイオキシン類	実測濃度 0.063	ng/m ³	JIS K 0311 (2020)
	補正濃度 * 0.19	ng/m ³	
	毒性等量 * 0.0000026	ng-TEQ/m ³	
(以下余白)			

備考：*計量法第107条における計量証明の対象外 m³：0℃、101.32kPaにおける体積
試料ガス量：4.6004m³ 酸素濃度：18.0% On：12%
件名：動力関係(ボイラー、焼却炉)分析測定

〒303-0041

常総市豊岡町甲 6 0 番地

高砂製紙株式会社 様

ご依頼の試料について計量した
結果を以下の通り証明いたします

ばい煙発生施設名称

産業廃棄物焼却施設

測定日時

2024年 06月 27日

10:29～15:31



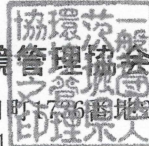
計 量 証 明 書

受付番号 No. H2400190-001
受付年月日 2024年 06月 27日
報告年月日 2024年 07月 11日

計量証明事業(濃度)登録 茨城県第7号
計量証明事業(音圧レベル)登録 茨城県第4号
計量証明事業(振動加速度レベル)登録 茨城県第8号

一般社団法人 茨城県環境管理協会

〒310-0836 茨城県水戸市元吉田町1-36番地20
TEL 029(248)7431
FAX 029(240)1270



環境計量士 倉持



計 量 項 目	計 量 結 果	単 位	計 量 方 法
ばいじん濃度	< 0.004	g/m ³	JIS Z 8808.9 及び 10
ばいじん濃度酸素12%補正值	< 0.012	g/m ³	
硫黄酸化物濃度	< 1	volppm	JIS K 0103
硫黄酸化物量	< 0.02	m ³ /h	
窒素酸化物濃度	37	volppm	JIS K 0104
窒素酸化物濃度酸素12%補正值	110	volppm	
塩化水素濃度	< 1	mg/m ³	JIS K 0107.7.1
塩化水素濃度酸素12%補正值	< 3	mg/m ³	
全水銀濃度	0.33	μg/m ³	H28環境省告示第94号
一酸化炭素濃度	< 10	ppm	JIS K 0098
一酸化炭素濃度酸素12%補正值	< 30	ppm	
			*** 以下余白 ***

摘 要

「計量結果の欄の<***表示は、その数値が定量下限値であり、計量結果が定量下限値未満であることを示す。」

特定濃度計量証明書

MAD-23122601 (1/2)

2024年 2月 1日

高砂製紙 株式会社

様



特定計量証明事業登録番号 N-9063-01
特定計量証明事業登録番号 第41044号
事業者名 株式会社 環境生物化学研究所
事業所名 株式会社 環境生物化学研究所
環境センター
栃木県那須郡那珂川町北高田231-2
電話番号 0287(92)5723
環境計量士(濃度関係) 登録第 7804号
柳田 聖 司



試料名	排ガス	気温	-
採取日	2023年12月21日	水温	-
採取場所	高砂製紙 株式会社 産業廃棄物焼却炉	天候	-
採取者	一般社団法人 茨城県環境管理協会 様	採取時刻	12時00分～16時00分
特記事項	-	試料受付方法	持込

2023年12月26日 に受付をしました上記試料の濃度に係る計量結果を下記の通り証明します。

計量の対象	計量結果	単位	計量方法
ダイオキシン類	実測濃度 0.058	ng/m ³	JIS K 0311(2020)
	補正濃度 * 0.14	ng/m ³	
	毒性等量 * 0.00060	ng-TEQ/m ³	
(以下余白)			

備考：*計量法第107条における計量証明の対象外 m³：0℃、101.32kPaにおける体積
試料ガス量：5.1662m³ 酸素濃度：17.2% On：12%
件名：動力関係(焼却炉)分析測定

〒303-0041

常総市豊岡町甲 6 0 番地

高砂製紙株式会社 様

ご依頼の試料について計量した
結果を以下の通り証明いたします

ばい煙発生施設名称

産業廃棄物焼却施設

測定日時

2023年 12月 21日 11:28～16:00



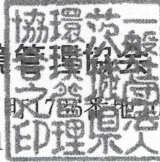
計 量 証 明 書

受付番号 No. H2300491-001
受付年月日 2023年 12月 21日
報告年月日 2024年 01月 25日

計量証明事業(濃度)登録 茨城県第7号
計量証明事業(音圧レベル)登録 茨城県第4号
計量証明事業(振動加速度レベル)登録 茨城県第8号

一般社団法人 茨城県環境

〒310-0836 茨城県水戸市元吉田 1-7-5
TEL 029 (248) 7431
FAX 029 (240) 1270



環境計量士 倉持 喜二

計 量 項 目	計 量 結 果	単 位	計 量 方 法
ばいじん濃度	< 0.004	g/m ³	JIS Z 8808.9 及び 10
ばいじん濃度酸素12%補正值	< 0.010	g/m ³	
硫黄酸化物濃度	< 1	volppm	JIS K 0103
硫黄酸化物量	< 0.02	m ³ /h	
窒素酸化物濃度	41	volppm	JIS K 0104
窒素酸化物濃度酸素12%補正值	97	volppm	
塩化水素濃度	1	mg/m ³	JIS K 0107.7.1
塩化水素濃度酸素12%補正值	3	mg/m ³	
全水銀濃度	< 0.29	μg/m ³	H28環境省告示第94号
一酸化炭素濃度	< 10	ppm	JIS K 0098
一酸化炭素濃度酸素12%補正值	< 24	ppm	
			*** 以下余白 ***

摘 要	「計量結果の欄の<***表示は、その数値が定量下限値であり、計量結果が定量下限値未満であることを示す。」

特定濃度計量証明書

MAD-23083101 (1/2)
2023年10月 6日

高砂製紙 株式会社

様



特定計量証明事業認定番号 N-0063-01
特定計量証明事業登録番号 第41044号
事業者名 株式会社 環境生物化学研究所
事業所名 株式会社 環境生物化学研究所
環境センター
栃木県那須郡那珂川町北岡田231-2
電話番号 0287(92)5723
環境計量士(濃度関係) 登録第 7804号
柳 田 聖 司

試料名	排ガス	気温	-
採取日	2023年8月28日	水温	-
採取場所	高砂製紙 株式会社 産業廃棄物焼却炉	天候	-
採取者	一般社団法人 茨城県環境管理協会 様	採取時刻	12時05分～16時05分
特記事項	-	試料受付方法	持込

2023年8月31日 に受付をしました上記試料の濃度に係る計量結果を下記の通り証明します。

計量の対象	計量結果	単位	計量方法
ダイオキシン類	実測濃度 0.13	ng/m ³	JIS K 0311(2020)
	補正濃度 * 0.24	ng/m ³	
	毒性等量 * 0.00084	ng-TEQ/m ³	
(以下余白)			
備考：*計量法第107条における計量証明の対象外 m ³ ：0℃、101.32kPaにおける体積 試料ガス量:3.4669m ³ 酸素濃度:16.1% On:12% 件名:動力関係(ボイラー、焼却炉)分析測定			

〒303-0041

常総市豊岡町甲 6 0 番地

高砂製紙株式会社 様

ご依頼の試料について計量した
結果を以下の通り証明いたします

ばい煙発生施設名称

産業廃棄物焼却施設

測定日時

2023年 06月 19日

10:22～15:00

計 量 証 明 書



受付番号 No. H2300147-001
受付年月日 2023年 06月 19日
報告年月日 2023年 07月 03日

計量証明事業(濃度)登録 茨城県第7号
計量証明事業(音圧レベル)登録 茨城県第4号
計量証明事業(振動加速度レベル)登録 茨城県第8号

一般社団法人 茨城県環境管理協会

〒310-0836 茨城県水戸市元吉田町17番地20
TEL 029(248)7431
FAX 029(240)1270

環境計量士 倉持 喜一



計 量 項 目	計 量 結 果	単 位	計 量 方 法
ばいじん濃度	< 0.004	g/m ³	JIS Z 8808.9 及び 10
ばいじん濃度酸素12%補正值	< 0.007	g/m ³	
硫黄酸化物濃度	1	volppm	JIS K 0103
硫黄酸化物量	0.01	m ³ /h	
窒素酸化物濃度	100	volppm	JIS K 0104
窒素酸化物濃度酸素12%補正值	160	volppm	
塩化水素濃度	< 1	mg/m ³	JIS K 0107.7.1
塩化水素濃度酸素12%補正值	< 2	mg/m ³	
全水銀濃度	4.7	μg/m ³	H28環境省告示第94号
一酸化炭素濃度	26	ppm	JIS K 0098
一酸化炭素濃度酸素12%補正值	41	ppm	
			*** 以下余白 ***

摘 要

「計量結果の欄の****表示は、その数値が定量下限値であり、計量結果が定量下限値未満であることを示す。」

〒303-0041

常総市豊岡町甲 6 0 番地

高砂製紙株式会社 様

ご依頼の試料について計量した
結果を以下の通り証明いたします

ばい煙発生施設名称

産業廃棄物焼却施設

測定日時

2022年 12月 20日

11:30～14:25

計 量 証 明 書



受付番号 No. H2200528-001
受付年月日 2022年 12月 20日
報告年月日 2023年 01月 06日

計量証明事業(濃度)登録 茨城県第7号
計量証明事業(音圧レベル)登録 茨城県第4号
計量証明事業(振動加速度レベル)登録 茨城県第8号

一般社団法人 茨城県環境管理協会

〒310-0836 茨城県水戸市元吉田 1-7-35 条地 20
TEL 029(248)7431
FAX 029(240)1270

環境計量士 倉持 喜一



計 量 項 目	計 量 結 果	単 位	計 量 方 法
ばいじん濃度	< 0.004	g/m ³	JIS Z 8808.9 及び 10
ばいじん濃度酸素12%補正值	< 0.010	g/m ³	
硫黄酸化物濃度	< 1	volppm	JIS K 0103
硫黄酸化物量	< 0.02	m ³ /h	
窒素酸化物濃度	65	volppm	JIS K 0104
窒素酸化物濃度酸素12%補正值	150	volppm	
塩化水素濃度	1	mg/m ³	JIS K 0107.7.1
塩化水素濃度酸素12%補正值	2	mg/m ³	
全水銀濃度	0.33	μg/m ³	H28環境省告示第94号
			*** 以下余白 ***

摘 要

「計量結果の欄の<****表示は、その数値が定量下限値であり、計量結果が定量下限値未満であることを示す。」

特 定 濃 度 計 量 証 明 書

MAD-22101901 (1/2)

2022年11月21日

高砂製紙 株式会社

様



特定計量証明事業登録番号: N-0063-01

特定計量証明事業登録番号: 第41044号

事業者名 株式会社 環境生物化学研究所

事業所名 株式会社 環境生物化学研究所

環境センター

栃木県那須郡那珂川町北馬田23-12

電話番号 0287(92)5723

環境計量士(濃度関係) 登録第 7801号

柳 田 聖 司



試料名	排ガス	気温	-
採取日	2022年10月17日	水温	-
採取場所	高砂製紙 株式会社 産業廃棄物焼却炉	天候	-
採取者	一般社団法人 茨城県環境管理協会 様	採取時刻	11時58分～15時58分
特記事項	-	試料受付方法	持込

2022年10月19日 に受付をしました上記試料の濃度に係る計量結果を下記の通り証明します。

計 量 の 対 象	計 量 結 果	単 位	計 量 方 法
ダイオキシン類	実測濃度 0.26	ng/m ³	JIS K 0311(2020)
	補正濃度 * 0.50	ng/m ³	
	毒性等量 * 0.0013	ng-TEQ/m ³	
(以下余白)			

備考: * 計量法第107条における計量証明の対象外 m³: 0℃、101.32kPaにおける体積
試料ガス量: 5.8061m³ 酸素濃度: 16.3% On: 12%
件名: 動力関係(焼却炉)分析測定

〒303-0041

常総市豊岡町甲60番地

高砂製紙株式会社 様

ご依頼の試料について計量した
結果を以下の通り証明いたします

ばい煙発生施設名称

産業廃棄物焼却施設

測定日時

2022年 06月 28日

10:55~15:56

計 量 証 明 書



受付番号 No. H2200172-001
受付年月日 2022年 06月 28日
報告年月日 2022年 07月 08日

計量証明事業(濃度)登録 茨城県第7号
計量証明事業(音圧レベル)登録 茨城県第4号
計量証明事業(振動加速度レベル)登録 茨城県第8号

一般社団法人 茨城県環境管理協会

〒310-0836 茨城県水戸市元吉田町1735番地20
TEL 029(248)7431
FAX 029(240)1270

環境計量士 倉持 喜一



計 量 項 目	計 量 結 果	単 位	計 量 方 法
ばいじん濃度	< 0.004	g/m ³	JIS Z 8808.9 及び 10
ばいじん濃度酸素12%補正值	< 0.006	g/m ³	
硫黄酸化物濃度	2	volppm	JIS K 0103
硫黄酸化物量	0.02	m ³ /h	
窒素酸化物濃度	69	volppm	JIS K 0104
窒素酸化物濃度酸素12%補正值	100	volppm	
塩化水素濃度	1	mg/m ³	JIS K 0107.7.1
塩化水素濃度酸素12%補正值	2	mg/m ³	
全水銀濃度	4.4	μg/m ³	H28環境省告示第94号
一酸化炭素濃度	120	ppm	JIS K 0098
一酸化炭素濃度酸素12%補正值	170	ppm	
			*** 以下余白 ***

摘 要

「計量結果の欄の<***表示は、その数値が定量下限値であり、計量結果が定量下限値未満であることを示す。」

ばい煙量等測定結果一覧表

No. H2200172-001

事業所名 高砂製紙株式会社
施設名 産業廃棄物焼却施設

測定年月日		令和4年6月28日		測定時刻		10:55～15:56		測定箇所			
測定者名		木下 学, 埴 宏, 安 剛夫				燃焼状態					
排ガス組成		二酸化炭素(CO ₂)		酸素(O ₂)		一酸化炭素(CO)		窒素(N ₂)		空気比	
		4.2 (vol%)		16.0 (vol%)		0.0 (vol%)		79.8 (vol%)		4.06	
使用燃料	種類										
	燃 料 使 用 量										
	組 成	密度 (g/cm ³ , 15℃)				硫黄分 (wt%)				窒素分 (wt%)	
	高 発 熱 量	(kJ/kg)									

[illegible]

*は硫黄酸化物排出量および排出口高さより計算した値である。

〒303-0041

常総市豊岡町甲 6 0 番地

高砂製紙株式会社 様

ご依頼の試料について計量した
結果を以下の通り証明いたします

ばい煙発生施設名称

産業廃棄物焼却施設

測定日時

2021年 12月 15日

10:32~14:30

計 量 証 明 書



受付番号 No. H2100523-001
受付年月日 2021年 12月 15日
報告年月日 2021年 12月 24日

計量証明事業(濃度)登録 茨城県第7号
計量証明事業(音圧レベル)登録 茨城県第4号
計量証明事業(振動加速度レベル)登録 茨城県第8号

一般社団法人 茨城県環境管理協会

〒310-0836 茨城県水戸市元吉田 1736番地20
TEL 029(248)7431
FAX 029(240)1270

環境計量士 倉持



計 量 項 目	計 量 結 果	単 位	計 量 方 法
ばいじん濃度	< 0.004	g/m ³	JIS Z 8808.9 及び 10
ばいじん濃度酸素12%補正值	< 0.007	g/m ³	
硫黄酸化物濃度	< 1	volppm	JIS K 0103
硫黄酸化物量	< 0.02	m ³ /h	
窒素酸化物濃度	76	volppm	JIS K 0104
窒素酸化物濃度酸素12%補正值	120	volppm	
塩化水素濃度	4	mg/m ³	JIS K 0107.7.1
塩化水素濃度酸素12%補正值	6	mg/m ³	
全水銀濃度	0.93	μg/m ³	H28環境省告示第94号
			*** 以下余白 ***

摘 要

「計量結果の欄の<****表示は、その数値が定量下限値であり、計量結果が定量下限値未満であることを示す。」

特 定 濃 度 計 量 証 明 書

MAD-21062101 (1/2)

2021年 7月 20日

高砂製紙 株式会社

様



特定計量証明事業認定番号 N-0063-01

特定計量証明事業登録番号 第41044号

事業者名 株式会社 環境生物化学研究所

事業所名 株式会社 環境生物化学研究所

環境センター

栃木県那須郡那珂川町北岡田231-2

電話番号 0287(92)5723

環境計量士(濃度関係) 登録第 7804号

柳 田 聖 司

試料名	排ガス	気温	-
採取日	2021年6月14日	水温	-
採取場所	高砂製紙 株式会社 産業廃棄物焼却炉	天候	-
採取者	一般社団法人 茨城県環境管理協会 様	採取時刻	11時55分～15時55分
特記事項	-	試料受付方法	持込

2021年6月21日 に受付をしました上記試料の濃度に係る計量結果を下記の通り証明します。

計 量 の 対 象	計 量 結 果	単 位	計 量 方 法
ダイオキシン類	実測濃度 2.5	ng/m ³	JIS K 0311 (2020)
	補正濃度 * 4.1	ng/m ³	
	毒性等量 * 0.042	ng-TEQ/m ³	
(以下余白)			

備考：* 計量法第107条における計量証明の対象外 m³ : 0℃、101.32kPaにおける体積
 試料ガス量: 3.3684m³ 酸素濃度: 15.5% On: 12%
 件名: 動力関係(ボイラー、焼却炉)分析測定

〒303-0041

常総市豊岡町甲 6 0 番地

高砂製紙株式会社 様

ご依頼の試料について計量した
結果を以下の通り証明いたします

ばい煙発生施設名称

産業廃棄物焼却施設

測定日時

2021年 06月 14日

10:57~15:54

計 量 証 明 書



受付番号 No. H2100144-001
受付年月日 2021年 06月 14日
報告年月日 2021年 06月 28日

計量証明事業(濃度)登録 茨城県第7号
計量証明事業(音圧レベル)登録 茨城県第4号
計量証明事業(振動加速度レベル)登録 茨城県第8号

一般社団法人 茨城県環境管理協会

〒310-0836 茨城県水戸市元吉田町1736番地20

TEL 029(248)7431

FAX 029(240)1270

環境計量士 倉持



計 量 項 目	計 量 結 果	単 位	計 量 方 法
ばいじん濃度	< 0.004	g/m ³	JIS Z 8808.9 及び 10
ばいじん濃度酸素12%補正值	< 0.007	g/m ³	
硫黄酸化物濃度	< 1	volppm	JIS K 0103
硫黄酸化物量	< 0.02	m ³ /h	
窒素酸化物濃度	87	volppm	JIS K 0104
窒素酸化物濃度酸素12%補正值	140	volppm	
塩化水素濃度	1	mg/m ³	JIS K 0107.7.1
塩化水素濃度酸素12%補正值	2	mg/m ³	
全水銀濃度	4.4	μg/m ³	H28環境省告示第94号
一酸化炭素	< 10	ppm	JIS K 0098
一酸化炭素酸素12%補正值	< 17	ppm	
			*** 以下余白 ***

摘 要

「計量結果の欄の****表示は、その数値が定量下限値であり、計量結果が定量下限値未満であることを示す。」

〒303-0041

常総市豊岡町甲 6 0 番地

高砂製紙株式会社 様

ご依頼の試料について計量した
結果を以下の通り証明いたします

ばい煙発生施設名称

産業廃棄物焼却施設

測定日時

2020年 12月 17日

11:45~15:20



計 量 証 明 書

受付番号 No. H2000524-001
受付年月日 2020年 12月 17日
報告年月日 2021年 01月 26日

計量証明事業(濃度)登録 茨城県第7号
計量証明事業(音圧レベル)登録 茨城県第4号
計量証明事業(振動加速度レベル)登録 茨城県第8号

一般社団法人 茨城県環境管理協会

〒310-0836 茨城県水戸市元吉田町1736番地20
TEL 029(248)7431
FAX 029(240)1270

環境計量士 佐藤 雅一



計 量 項 目	計 量 結 果	単 位	計 量 方 法
ばいじん濃度	< 0.004	g/m ³	JIS Z 8808.9 及び 10
ばいじん濃度酸素12%補正值	< 0.009	g/m ³	
硫黄酸化物濃度	< 1	volppm	JIS K 0103
硫黄酸化物量	< 0.02	m ³ /h	
窒素酸化物濃度	100	volppm	JIS K 0104
窒素酸化物濃度酸素12%補正值	200	volppm	
塩化水素濃度	1	mg/m ³	JIS K 0107.7.1
塩化水素濃度酸素12%補正值	2	mg/m ³	
全水銀濃度	0.65	μg/m ³	H28環境省告示第94号
			*** 以下余白 ***

摘 要

「計量結果の欄の****表示は、その数値が定量下限値であり、計量結果が定量下限値未満であることを示す。」

特 定 濃 度 計 量 証 明 書

MAD-20070201 (1/2)

2020年 8月 3日

高砂製紙 株式会社

様



特定計量証明事業認定番号 N-0063-01

特定計量証明事業登録番号 第41044号

事業者名 株式会社 環境生物化学研究所

事業所名 株式会社 環境生物化学研究所

環境センター

栃木県那須郡那珂川町北向田231-2

電話番号 0287(92)5723

環境計量士(濃度関係) 登録第 3200号

野澤紀友

試料名	排ガス	気温	-
採取日	2020年6月29日	水温	-
採取場所	高砂製紙 株式会社 産業廃棄物焼却炉	天候	-
採取者	一般社団法人 茨城県環境管理協会 様	採取時刻	11時54分～15時54分
特記事項	-	試料受付方法	持込

2020年7月2日 に受付をしました上記試料の濃度に係る計量結果を下記の通り証明します。

計 量 の 対 象	計 量 結 果	単 位	計 量 方 法
ダイオキシン類	実測濃度 0.95	ng/m ³	JIS K 0311(2008)
	補正濃度 * 1.4	ng/m ³	
	毒性等量 * 0.0060	ng-TEQ/m ³	
(以下余白)			

備考：*計量法第107条における計量証明の対象外 m³：0℃、101.32kPaにおける体積
 試料ガス量：3.2341m³ 酸素濃度：14.9% On:12%
 件名：動力関係(ボイラー・焼却炉)分析測定

〒303-0041

常総市豊岡町甲 6 0

高砂製紙株式会社 様

ご依頼の試料について計量した
結果を以下の通り証明いたします

ばい煙発生施設名称

産業廃棄物焼却施設

測定日時

2020年 06月 29日

11:05~15:53

計 量 証 明 書



受付番号 No. H2000164-001
受付年月日 2020年 06月 29日
報告年月日 2020年 07月 28日

計量証明事業(濃度)登録 茨城県第7号
計量証明事業(音圧レベル)登録 茨城県第4号
計量証明事業(振動加速度レベル)登録 茨城県第8号

一般社団法人 茨城県環境管理協会

〒310-0836 茨城県水戸市元吉田町1736番地20
TEL 029(248)7431
FAX 029(240)1270

環境計量士 倉持 喜一



計 量 項 目	計 量 結 果	単 位	計 量 方 法
ばいじん濃度	<0.004	g/m ³	JIS Z 8808.9 及び 10
ばいじん濃度酸素12%補正值	<0.006	g/m ³	
硫黄酸化物濃度	<1	volppm	JIS K 0103
硫黄酸化物量	<0.02	m ³ /h	
窒素酸化物濃度	86	volppm	JIS K 0104
窒素酸化物濃度酸素12%補正值	120	volppm	
塩化水素濃度	<1	mg/m ³	JIS K 0107.7.1
塩化水素濃度酸素12%補正值	<2	mg/m ³	
全水銀濃度	4.7	μg/m ³	環境省告示第94号
一酸化炭素	27	ppm	JIS K 0098
一酸化炭素酸素12%補正值	39	ppm	
			*** 以下余白 ***

摘 要

「計量結果の欄の<***表示は、その数値が定量下限値であり、計量結果が定量下限値未満であることを示す。」

計 量 証 明 書

P-1

〒 303-0041
常総市豊岡町甲 6 0

高砂製紙株式会社

様



受付番号 H-131-241-02-03
受付年月日 2019年 12月 19日
報告年月日 2020年 2月 6日

計量証明事業(濃

度)登録 茨城県第7号

計量証明事業(音 圧 レ ベ ル)登録 茨城県第4号

計量証明事業(振動加速度レベル)登録 茨城県第1号

一般社団法人 茨城県環境管理協会

〒310-0836 茨城県水戸市元吉田 1-2-8 20

TEL 029(248)7431

FAX 029(240)1270

環境計量士

倉持 喜一

ご依頼の試料について計量した結果を
以下の通り証明いたします。

ばい煙発生施設名称

13項 廃棄物焼却炉(産業廃棄物焼却施設)

測定日時

2019年12月19日

10:20 ~ 15:15

計 量 項 目	計 量 結 果	単 位	計 量 方 法
ダスト濃度	<0.004	g/m ³	JIS Z8808
ダスト濃度(酸素補正值)	<0.006	g/m ³	JIS Z8808
硫黄酸化物濃度	<1	ppm	JIS K0103
硫黄酸化物量	<0.01	m ³ /h	JIS K0103
窒素酸化物濃度	91	ppm	JIS K0104
窒素酸化物濃度(酸素補正值)	140	ppm	JIS K0104
一酸化炭素濃度	<10	ppm	JIS K0098
一酸化炭素濃度(酸素補正值)	<16	ppm	JIS K0098
塩化水素	4	mg/m ³	JIS K0107 7.1
塩化水素(酸素補正值)	6	mg/m ³	JIS K0107 7.1
全水銀濃度	34	μg/m ³	環境省告示第94号
			*** 以下余白 ***

摘 要 「計量結果の欄の <****表示は、その数値が定量下限値であり、計量結果が定量下限値未満であることを示す。」

特 定 濃 度 計 量 証 明 書

MAD-19070101 (1/2)

2019年 8月 6日

高砂製紙 株式会社

様



特定計量証明事業認定番号 N-0063-01

特定計量証明事業登録番号 第41044号

事業者名 株式会社 環境生物化学研究所

事業所名 株式会社 環境生物化学研究所

環境センター

栃木県那須郡那珂川町北向田231-2

電話番号 0287(92)5723

環境計量士(濃度関係) 登録第 3200号

野澤 紀友

試料名	排ガス	気温	-
採取日	2019年6月25日	水温	-
採取場所	高砂製紙 株式会社 産業廃棄物焼却炉	天候	-
採取者	一般社団法人 茨城県環境管理協会 様	採取時刻	12時07分～16時07分
特記事項	-	試料受付方法	持込

2019年7月1日 に受付をしました上記試料の濃度に係る計量結果を下記の通り証明します。

計 量 の 対 象	計 量 結 果	単 位	計 量 方 法
ダイオキシン類	実測濃度 2.4	ng/m ³	JIS K 0311 (2008)
	補正濃度 * 3.4	ng/m ³	
	毒性等量 * 0.016	ng-TEQ/m ³	
(以下余白)			

備考：*計量法第107条における計量証明の対象外 m³：0℃、101.32kPaにおける体積
 試料ガス量：2.1645m³ 酸素濃度：14.6% On：12%
 件名：動力関係(ボイラー・焼却炉)分析測定

計 量 証 明 書

P-1

〒 303-0041
常総市豊岡町甲 6 0

高砂製紙株式会社

様



受付番号 H-131-241-02-01
受付年月日 2019年 6月 25日
報告年月日 2019年 7月 23日

計量証明事業(濃 度)登録 茨城県第7号

計量証明事業(音 圧 レ ベ ル)登録 茨城県第4号

計量証明事業(振動加速度レベル)登録 茨城県第3号

一般社団法人 茨城県環境管理協会

〒310-0836 茨城県水戸市元吉田町1-10番地10

TEL 029(248)7431

FAX 029(240)1270

環境計量士

倉持 喜一



ご依頼の試料について計量した結果を
以下の通り証明いたします。

ばい煙発生施設名称

13項 廃棄物焼却炉(産業廃棄物焼却施設)

測定日時

2019年6月25日

10:50 ~ 16:10

計 量 項 目	計 量 結 果	単 位	計 量 方 法
ダスト濃度	<0.004	g/m ³	JIS Z8808
ダスト濃度(酸素補正值)	<0.005	g/m ³	JIS Z8808
硫黄酸化物濃度	16	ppm	JIS K0103
硫黄酸化物量	0.29	m ³ /h	JIS K0103
窒素酸化物濃度	100	ppm	JIS K0104
窒素酸化物濃度(酸素補正值)	140	ppm	JIS K0104
一酸化炭素濃度	<10	ppm	JIS K0098
一酸化炭素濃度(酸素補正值)	<14	ppm	JIS K0098
塩化水素	22	mg/m ³	JIS K0107 7.1
塩化水素(酸素補正值)	30	mg/m ³	JIS K0107 7.1
全水銀濃度	8.0	μg/m ³	環境省告示第94号
			*** 以下余白 ***

摘 要 「計量結果の欄の <***表示は、その数値が定量下限値であり、計量結果が定量下限値未満であることを示す。」

計 量 証 明 書

P-1

〒 303-0041

常総市豊岡町甲 6 0

高砂製紙株式会社

様



計量証明事業(濃

度)登録 茨城県第7号

計量証明事業(音 圧 レ ベ ル)登録 茨城県第4号

計量証明事業(振動加速度レベル)登録 茨城県第3号

一般社団法人 茨城県環境管理協会



〒310-0836 茨城県水戸市元吉田 1-1-1

TEL 029(248)7431

FAX 029(240)1270

環境計量士

倉持 喜一

ご依頼の試料について計量した結果を
以下の通り証明いたします。

ばい煙発生施設名称

13項 廃棄物焼却炉(産業廃棄物焼却施設)

測定日時

2018年12月21日

10:40 ~ 13:05

計 量 項 目	計 量 結 果	単 位	計 量 方 法
ダスト濃度	<0.004	g/m ³	JIS Z8808
ダスト濃度 (酸素補正值)	<0.006	g/m ³	JIS Z8808
硫黄酸化物濃度	2	ppm	JIS K0103
硫黄酸化物量	0.03	m ³ /h	JIS K0103
窒素酸化物濃度	99	ppm	JIS K0104
窒素酸化物濃度 (酸素補正值)	150	ppm	JIS K0104
塩化水素	<1	mg/m ³	JIS K0107 7.1
塩化水素 (酸素補正值)	<1	mg/m ³	JIS K0107 7.1
			*** 以下余白 ***

摘 要 「計量結果の欄の <****表示は、その数値が定量下限値であり、計量結果が定量下限値未満であることを示す。」

特 定 濃 度 計 量 証 明 書

MAD-18090701 (1/2)

平成30年10月 9日

高砂製紙 株式会社

様



特定計量証明事業認定番号 N-0063-01

特定計量証明事業登録番号 第41044号

事業者名 株式会社 環境生物化学研究所

事業所名 株式会社 環境生物化学研究所
環境センター

栃木県那須郡那珂川町北向田231-2

電話番号 0287(92)5723

環境計量士(濃度関係) 登録第 3200号

野澤 紀友

試料名	排ガス	気温	-
採取日	平成30年9月4日	水温	-
採取場所	高砂製紙 株式会社 産業廃棄物焼却炉	天候	-
採取者	一般社団法人 茨城県環境管理協会 様	採取時刻	11時20分～15時20分
特記事項	-	試料受付方法	持込

平成30年9月7日 に受付をしました上記試料の濃度に係る計量結果を下記の通り証明します。

計 量 の 対 象	計 量 結 果	単 位	計 量 方 法
ダイオキシン類	実測濃度 0.13	ng/m ³	JIS K 0311 (2008)
	補正濃度 * 0.20	ng/m ³	
	毒性等量 * 0.0000026	ng-TEQ/m ³	
(以下余白)			

備考：*計量法第107条における計量証明の対象外 m³：0℃、101.32kPaにおける体積
試料ガス量：3.4979m³ 酸素濃度：15.2% On：12%
件名：動力関係(ボイラー・焼却炉)分析測定

〒 303-0041
常総市豊岡町甲 6 0

高砂製紙株式会社

様



計 量 証 明 書

受付番号 H-130-241-02-01 P- 1
受付年月日 2018年 6月 25日
報告年月日 2018年 8月 2日

ご依頼の試料について計量した
結果を以下の通り証明いたします。

ばい煙発生施設名称

13項 廃棄物焼却炉(産業廃棄物焼却施設)

測定日時

2018年6月25日 10:50 ~ 16:55

計量証明事業(濃度)登録 茨城県第7号
計量証明事業(音圧レベル)登録 茨城県第4号
計量証明事業(振動加速度レベル)登録 茨城県第8号

一般社団法人 茨城県環境管理協会

〒310-0836 茨城県水戸市元吉田町1736番地20
TEL 029(248)7431
FAX 029(240)1270

環境計量士 倉持 喜一

計 量 項 目	計 量 結 果	単 位	計 量 方 法
ダスト濃度	<0.004	g/m ³	JIS Z8808
ダスト濃度 (酸素補正值)	<0.006	g/m ³	JIS Z8808
硫黄酸化物濃度	<1	ppm	JIS K0103
硫黄酸化物量	<0.01	m ³ /h	JIS K0103
窒素酸化物濃度	94	ppm	JIS K0104
窒素酸化物濃度 (酸素補正值)	150	ppm	JIS K0104
一酸化炭素濃度	70	ppm	JIS K0098
一酸化炭素濃度 (酸素補正值)	110	ppm	JIS K0098
塩化水素	4	mg/m ³	JIS K0107 7.1
塩化水素 (酸素補正值)	6	mg/m ³	JIS K0107 7.1
全水銀濃度	5.6	μg/m ³	環境省告示第94号
			*** 以下余白 ***

摘 要

「計量結果の欄の<***表示は、その数値が定量下限値であり、計量結果が定量下限値未満であることを示す。」

公表内容 5

産業廃棄物処理施設設置許可申請書及び維持管理技術上の基準

産業廃棄物処理施設設置許可申請書

平成 13 年 2 月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌 殿

申請者

住 所 茨城県水海道市豊岡町甲 6 0 番地

氏 名 高砂製紙株式会社
代表取締役 内池 道雄

電話番号 0297-24-0611



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

産業廃棄物処理施設の設置の場所		茨城県水海道市豊岡町甲 6 0 番地	
産業廃棄物処理施設の種類		焼却施設	
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類		汚泥、廃プラスチック、紙屑 (添付資料1)	
着工予定年月日		平成 13 年 4 月 15 日	
使用開始予定年月日		平成 14 年 1 月 30 日	
※ 許可の年月日		年 月 日	
※ 許可番号			
産業廃棄物処理施設の処理能力		120 t/日(24)時間	
△産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	産業廃棄物処理施設の位置		高砂製紙株式会社工場内 (添付資料2)
	産業廃棄物処理施設の処理方法		流動床燃焼炉にて焼却処分し、燃焼ガスを廃熱ボイラと空気予熱器にて冷却した後、乾式ガス処理にて浄化する。 (添付資料3)
	産業廃棄物処理施設の構造及び設備		(添付資料4)
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量	排ガス量 30,650 Nm ³ /h 排水量 通常時 3 m ³ /日 最大時 8 m ³ /日
	処理方法 (排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。))を含む。)	排ガス	二段燃焼によりNO _x を抑制する。消石灰でSO _x , HClを中和し活性炭でダイオキシン類を吸着し、これらを他のばいじんと共にバグフィルタにて捕集する。浄化された排ガスは、高さ30mの煙突により大気へ放出される。 (添付資料3)
		排水	廃熱ボイラーの缶水ブロー水は工場内既設排水処理設備にて処理する。 ボイラー缶水ブロー水 PH 11.0 ~ 11.8
設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	排ガス	ばいじん: 10mg/Nm ³ , NO _x : 150ppm, SO _x : 50ppm HCl: 30 mg/Nm ³ [O ₂ 12%換算] (添付資料5)	
	放流水	BOD: 10ppm SS: 5ppm PH: 5.8~8.6	
※ 事務処理欄			

△産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	その他産業廃棄物処理施設の構造等に関する事項		無し	
	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	排ガス	ばいじん量：10mg/Nm ³ 以下 NO _x ：200ppm以下 SO _x ：100ppm以下（K値 7.0以下） HCl：120 mg/Nm ³ 以下 CO：100ppm以下 DXN：0.1 ng-TEQ/Nm ³ 以下 (O ₂ 12%換算) (添付資料5)	
		放流水	BOD：通常10ppm, 最大15ppm SS：通常 5ppm, 最大10ppm PH：5.8～8.6 (添付資料6)	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	排ガス	SO _x , NO _x , CO, O ₂ は連続測定 その他は大気汚染防止法に基づく	
		放流水	PHは連続測定、BOD・SSは原則1回/日測定 2ヵ月に1回外部測定委託	
その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項		(添付資料7)		
△災害防止のための計画（産業廃棄物の最終処分場である場合）				
汚泥等又は焼却灰等の処分方法	特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物	区分	ー自家処分ー 委託処分	
		処分方法	金属等の不燃物は有姿のまま、飛灰は飛散しないよう加湿し、産業廃棄物処理業者に委託処分する。	
	特別管理産業廃棄物	区分		
		処分方法		
△埋立処分の計画（最終処分場の場合）				
△産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項			自社から発生した産業廃棄物のみを焼却処理するため、社外よりの搬入はありません。 搬出は昼間のみ行い、夜の搬出はありません。	

維持管理の技術上の基準	その対策
①受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。	自社の製紙設備から発生する廃棄物のみを処理するか、発生量や性状について定期的に分析・計量し、焼却設備を適正に運転できるようにする。
②施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の能力を超えないように行うこと。	運転マニュアルに基づき適正な運転を行うよう、運転記録を作成する。
③産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出する産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	異常な事態が発生したときは、施設の運転を停止し、その原因調査及び対策を講じる。
④施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。	定期点検や補修を計画的に行い正常な機能維持に努める。
⑤産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の飛散を防止するために必要な措置を講ずること。	廃棄物の発生から焼却までの時間を短くし悪臭の発生を少なくする。また一部の機器は密閉構造とし、容易に飛散しないようにする。
⑥蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	廃棄物は速やかに焼却し、大量の残留物が生じないようにする。
⑦著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	当該施設の基礎は独立したものとし、周辺施設へ振動が伝わらないようにする。
⑧施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。	排水は工場内の排水処理設備にて処理され、PHは連続測定され、BOD・SSは1回/日測定する。 尚、2ヵ月毎に外部委託により水質測定をする。
⑨施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存すること。	施設の維持管理に関する記録を作成し、これを三年間保存する。

汚泥、廃油、廃プラスチック類、廃PCB等、その他の産業廃棄物の焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設を除く）	①ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時ごみを均一に混合すること。	焼却物（特にリジェクト粕）はショベルローダーによる攪拌により性状の均一化を計る。
	②燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、処理能力が1時間あたり2t未満の焼却施設を除く。	ホッパーを有するスクリー式給じん機で、ホッパー内の廃棄物により炉内外の遮断を行い、連続的に定量供給を行うようにする。
	③燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度（廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設にあっては、千度）以上に保つこと。	炉頂バーナーを設置し、燃焼温度を監視しながら800℃以上に保つよう自動運転する。 燃料はA重油とする。
	④焼却灰の熱しゃく減量が十パーセント以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあっては、この限りではない。	流動床炉で焼却するため、焼却灰に未燃分が残ることはない
	⑤運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	焼却炉の起動時には、起動バーナー及び炉頂バーナーによって速やかに炉内温度を800℃まで昇温する。
	⑥運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。	運転を停止する場合、流動床部の助燃バーナーと燃焼室の炉頂バーナーを作動させ、炉内のごみが完全に燃え尽きるまで燃焼温度を維持する。
	⑦燃焼中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	焼却炉の炉床部及び燃焼室出口（炉頂）の温度を測定し、記録する。
	⑧集じん器に流入する燃焼ガスの温度を概ね摂氏200度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかに概ね摂氏200度以下に冷却することができる場合によっては、この限りでない。	廃熱ボイラと燃焼用、自防用空気の熱交換により燃焼排ガス温度を200℃以下に冷却する。

汚泥、廃油、廃プラスチック類、廃PCB等、その他の産業廃棄物の焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設を除く）

⑨集じん器に流入する燃焼ガスの温度（⑥のただし書きの場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。	バグフィルタ（集じん器）排ガスダクト入口の温度を測定し記録する。						
⑩冷却設備及び排ガス設備に堆積したばいじんを除去すること。	廃熱ボイラー、空気予熱器、バグフィルタには蒸気又は圧縮空気による払い落とし装置を設置し、ばいじんが堆積しないようにする。						
⑪煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度が百万分の百以下となるようにごみを焼却すること。	定量供給と空気量及び燃焼温度を適正に管理し、CO濃度が100ppm以下に維持する。						
⑫煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	煙突入口でCO濃度を測定し、記録する。						
⑬煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が下記の燃焼能力に応じて定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。 <table><tr><td>4 t/h以上</td><td>0.1 ng/m³</td></tr><tr><td>2～4 t/h</td><td>1 ng/m³</td></tr><tr><td>2 t/h未満</td><td>5 ng/m³</td></tr></table>	4 t/h以上	0.1 ng/m³	2～4 t/h	1 ng/m³	2 t/h未満	5 ng/m³	適正な燃焼管理を行いダイオキシン類の発生を抑制すると共に、バグフィルタ排ガス入口部に活性炭を噴霧して、ダイオキシン類を吸着除去して0.1 ng/m³以下を維持する。
4 t/h以上	0.1 ng/m³						
2～4 t/h	1 ng/m³						
2 t/h未満	5 ng/m³						
⑭煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係わるものに限る）を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。	ダイオキシン類を毎年1回、ばい煙については毎年2回測定する。						
⑮排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	安定な運転を維持し、排ガス処理設備が正常に機能するよう管理する。						
⑯煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにする。	本設備の排ガス処理は全乾式としているため、洗浄水、冷却水は使用しない。						

汚泥、廃油、廃プラスチック類、廃PCB等、その他の産業廃棄物の焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設を除く）	①ばいじんを焼却灰と分離して排出し貯留すること。ただし、当該施設において生じたばいじん及び焼却灰を熔融設備を用いて焼成する方法により併せて処理する場合はこの限りでない。	灰と不燃物は区別して保管する。 飛灰－灰バンカ 不燃物－不燃物受箱
	⑧ばいじん又は焼却灰の熔融を行う場合にあっては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰をその熔融点以上に保つこと。	
	⑨ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、焼成炉中の温度を摂氏千度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	
	⑩ばいじん又は焼成灰のセメント固化処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼成灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。	
	⑪火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	消火器を設置する。
	⑫廃PCB等の焼却施設にあっては、燃え殻を令第6条の4第1項第3号チ又は同号リ（2）に掲げる総理府令で定める基準に適合させること。	
	⑬廃油、廃PCB等の焼却施設（廃PCB等及びPCB処理物の焼却施設に限る）にあっては、廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、事故時における受入設備からの廃油の流出を防止するために設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。	